令和４年度北海道特別職報酬等審議会議事録

１　日　時

令和４年11月７日（月）16時00分から16時40分まで

２　場　所

本庁舎３階　知事会議室

３　出席者

田村会長、若月副会長、杉山委員、高崎委員、長島委員、二階堂委員、藤池委員、吉住委員
浦本副知事、若原職員監、猪口人事局長、菅井給与服務担当課長

４　議　題

特別職の報酬等及び期末手当について
知事等の退職手当について
行政委員会委員の報酬について

５　議　事

（１）開会

○猪口局長
　ただいまから、北海道特別職報酬等審議会を開催させていただきます。進行役を務めさせていただきます、北海道総務部人事局の猪口です。よろしくお願いします。

　それでは、開会に当たりまして、浦本副知事からご挨拶を申し上げます。

○浦本副知事
　改めまして、北海道副知事の浦本でございます。
　本日の北海道特別職報酬等審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
　委員の皆様におかれましては、日頃から、道政の推進に様々なお立場から多大なるお力添えを頂いておりますことに、改めてこの場をお借りしまして、御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。
　また、本日、大変お忙しい中、本審議会に出席を賜り、重ねて御礼を申し上げたいと思います。
　本審議会では、知事等の特別職や道議会議員の報酬等の改定に関しまして、公平性や公正性の観点から一般職職員の給与改定の状況や社会経済情勢等を勘案し、適正な報酬水準等についてご審議をいただいているところでございます。
　一般職の職員の給与に関しましては、10月７日に道人事委員会から、本年４月時点におけます民間給与との比較を反映しまして、給料、期末・勤勉手当ともに引上げとする勧告をいただいたところでございます。
　本日は、こうした一般職職員の給与改定の状況や国、他府県の状況などをご説明させていただき、特別職職員の給料水準や期末手当の支給月数、行政委員会委員の報酬などについて、委員の皆様から、幅広く忌憚のないご意見を賜りたく存じます。
　道におきましては、審議会からいただく答申を踏まえ、今後の対応を検討して参りたいと考えて

おりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日、よろしくお願いいたします。

（２）委員紹介

○猪口局長

続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただきます。審議会の委員の皆様におかれましては、本年７月１日から２年間、新たに就任いただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元に配布の名簿順にご紹介をさせていただきます。

まず始めに、日本労働組合総連合会北海道連合会会長の杉山元委員です。高崎公認会計士事務所公認会計士の高崎智子委員です。田村・橋場法律事務所弁護士の田村智幸委員です。北海道消費者協会会長の長島博子委員です。北海道新聞社常務取締役の二階堂敏文委員です。北海道経済同友会幹事の藤池英樹委員です。北海道商工会連合会副会長の吉住淳男委員です。北海学園大学法学部長の若月秀和委員です。本日は以上８名の委員のご出席をいただいております。

なお、北海道農業協同組合中央会副会長の串田雅樹委員、北海道女性団体連絡協議会副会長の野祥子委員におかれましては、都合により、本日ご出席いただけませんでしたが、本日の審議会の開催につきまして、あらかじめご了承をいただいております。また、北海道特別職報酬等審議会条例第５条第２項の規定に基づきまして、委員の出席が定足数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、道側の紹介でございます。総務部職員監の若原でございます。人事課給与服務担当課長の菅井でございます。

次に、本日の審議内容などの公表についてですが、この審議会は、道の附属機関でございますので、北海道行政基本条例に基づきまして、審議内容などをホームページで公表することとなりますので、あらかじめご了承をいただきます。

それではまず、会長及び副会長を選任したいと思います。北海道特別職報酬等審議会条例第４条第２項によりまして、会長及び副会長は委員の互選によることとなってございますが、会長及び副会長の就任に関しまして、皆様方から何かご意見、ご発言はございませんでしょうか。

なければ、事務局から提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同

意見なし

○猪口局長

それでは、大変恐縮ではございますが、事務局からご提案させていただきます。

会長につきましては、弁護士の田村委員に、副会長につきましては、北海学園大学法学部長の若月委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし

○猪口局長

それでは、今申し上げましたとおり、決定したいと思います。会長を田村委員、副会長を若月委員にお願いいたします。

それでは、田村委員、会長席にご移動いただいて、一言いただければと思います。

○田村会長
改めまして、会長を拝命いたしました田村智幸でございます。副会長の若月先生共々、よろしくお願いいたします。私も委員に就任しまして長くなりましたが、先生方のご発言、サポートを得まして、適切な議事運営に努めていきたいと思います。まだ、硬いかなと思いますので、リラックスして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは着座させていただきます。

○猪口局長
ありがとうございます。浦本副知事でございますが、審議事項が自身の給与に関わりますことから、ここで、退席させていただくことをお許し願いたいと思います。（浦本副知事退席）
それでは、ここからの議事の進行につきましては、田村会長にお願いしたいと思います。

（３）議事
【特別職の報酬等及び期末手当について・知事等の退職手当について】

○田村会長
それでは、議事を進めさせていただきます。まず、「特別職の報酬等及び期末手当について」及び「知事等の退職手当について」、事務局から一括して説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅井課長
では、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。
お手元にお配りしております資料ですが、資料１から資料４までとなっています。事前にお配りをさせていただいているところですが、本日改めてご説明をさせていただきます。
それではまず、資料１から資料３まで、一括してご説明いたします。はじめに、資料１をご覧ください。「北海道特別職報酬等審議会条例」でございます。改めての説明になりますが、この審議会は第１条にございますとおり、特別職の職員の報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として設置をしているもので、第２条にございますとおり、知事の諮問に応じて、特別職の報酬等について調査審議をすることとされております。なお、皆様にご審議いただきました結果につきましては、この後会長より知事に答申をしていただく予定にしております。
続きまして、「特別職の報酬等及び期末手当」についてご説明いたします。資料２－１をご覧ください。特別職の報酬等の改定状況について、整理をした資料となっております。審議会ではこれまで、特別職の報酬等の改定に当たり、一般職の給与との均衡、他府県の状況、社会経済情勢、道の財政状況などを総合的に勘案し、ご審議いただいております。現行の報酬額は平成４年に改定したもので、表の現行の月額欄に括弧書きをしている改定前の額をそれぞれ10％程度引き上げ、知事については現行138万円、議長については116万円としているところです。なお、これらの額はこれまで30年据え置いている状況にあります。また、知事、副知事、教育長については、行財政改革に不断に取り組む強い決意と姿勢を示すために、現在減額措置を講じておりますが、この審議会では減額前の報酬額の水準について、ご審議をいただきたいと考えております。また、期末手当の支給月数については、昨年いただきました答申を踏まえ、令和３年12月に改定し、現在、年間3.25月としています。なお、給料の減額と同様、知事、副知事、教育長については、知事の任期である令和５年４月まで、減額措置を講じております。

続きまして資料２－２をご覧ください。道人事委員会勧告の概要を整理したものです。人事委員会勧告については、道の一般職の給与水準について、道内民間事業所の従業員の給与の状況と、道職員の給与の状況との比較に基づいて行われております。本年については、資料の右下にございますが、月例給与は0.23％、民間に比べて道職員の給与が低く、また、期末・勤勉手当については、支給月数が0.10月下回っていることから、本年４月に遡って、それぞれ引き上げるべきとの勧告を受けたところです。

続きまして、資料２－３をご覧ください。特別職の報酬等と、一般職の給与の改定状況を比較したものです。先ほど、勘案する要素として、一般職の給与改定状況との均衡を挙げさせていただきましたが、特別職の報酬額については、一般職の給与改定率を累積して、その乖離の状況も勘案しているところです。資料の下段のグラフをご覧いただくと、一般職の改定率の累積については、平成12年と13年がピークで7.36％となりましたが、近年では一般職と特別職との乖離が縮小しており、令和４年については、0.54％の乖離に留まっている状況にあり、大きく乖離している状況にはないと考えております。先ほど申し上げましたとおり、本年につきましては、人事委員会から引き上げの勧告があったことから、若干増加をしている状況です。

続きまして、資料２－４をご覧ください。都道府県における特別職の報酬等の月額について、減額前の高い順に並べてお示ししたものです。１枚目の資料が知事、副知事、教育長、監査委員、２枚目の資料が議長、副議長、議員についてお示ししています。全国的にみますと、全ての職について比較的、全国で上位に位置している状況にあると考えております。なお、括弧内は減額措置後の額を参考にお示ししていますので、ご参照ください。

続きまして、資料２－５をご覧ください。特別職の期末手当の支給月数について、道の一般職の状況と、国の特別職及び一般職の状況をお示したものです。先ほど申し上げたとおり、道の一般職については、左側の表の下段にありますように、本年の人事委員会勧告において、期末・勤勉手当は0.10月分引き上げて4.40月分とすべきと勧告を受けたところです。また、国の状況は右側の表のとおり、一般職の国家公務員については道の一般職と同様、0.10月分の引き上げ、また、国務大臣や国会議員等の特別職については、0.05月分引き上げとする改正法案が、現在国会に提出されているところです。道の特別職の期末手当については、これまでも、道の一般職の状況や、国の取扱いを考慮して、支給月数を決定しており、今回、道の一般職の改定と国の一般職と特別職の改定を考慮すると、道の特別職についても、0.05月引上げて、3.30月とするのが適当ではないかと、事務局では考えております。

続きまして、資料２－６をご覧ください。各都道府県における知事等の期末手当について、額の高い順に並べてお示ししたものです。１枚目の資料が知事、副知事、教育長、監査委員、２枚目の資料が議長、副議長、議員についてお示ししています。先ほど同様、期末手当につきましても、全ての職において、全国的にみても、比較的上位に位置していると考えております。また、括弧内につきましては先ほど同様、減額措置後の額をお示ししていますので参考にご覧ください。

続きまして、資料３の知事等の退職手当についてご説明します。資料３－１をご覧ください。特別職の退職手当につきましては、平成30年４月に一般職における見直しに準じて支給割合の引下げを行っており、現在、知事が49.3/100、副知事が41.6/100、教育長が32.9/100となっています。これにより退職手当額は、知事と副知事が４年間、48月在職した場合に支給される額は、知事が約3,266万円、副知事が約2,196万円となっています。また、教育長は、任期が３年間となっていることから、支給される額は約1,066万円となっています。なお、知事につきましては、退職手当についても30％の減額措置を講じており、実支給額は括弧に記載の額となります。退職手当につきましては、国家公務員においても大きな議論がされておらず、特段見直しをするような状況にはないと事務局では考えているところです。

続きまして、資料３－２をご覧ください。知事、副知事、教育長の都道府県別の退職手当につい

て、手当額の高い順にお示ししたものです。全国的にみますと、減額前の退職手当は、知事については真ん中よりも下位に位置している状況で、副知事及び教育長については、比較的上位に位置していると考えております。先ほど同様、括弧内に減額措置後の額をお示ししておりますので、参考にご覧ください。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田村会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたことについて、要約しますと、給料・報酬月額については、本年の一般職の改定率が0.23%となっており、一般職と特別職との比較においてもその差は小さいというご指摘でした。また、期末手当については、国の状況を道の状況にあてはめると、道の特別職も3.30月となることから、本年６月１日に遡って0.05月引上げを提案するご説明でした。退職手当については、平成30年４月に一般職の改正を踏まえて、支給水準を引き下げているという説明がありました。今の事務局からの説明につきまして、各委員からご意見をいただきたいと思います。杉山委員から順次ご指名しますので、よろしくお願いします。杉山委員いかがでしょうか。

○杉山委員

事務局からご説明いただきましたが、私から意見等はありません。事務局の提案に賛成です。

○田村会長

ありがとうございます。高崎委員はいかがでしょうか。

○高崎委員

私も事務局の提案に賛成いたします。

○田村会長

ありがとうございます。長島委員いかがでしょうか。

○長島委員

私がおります北広島市まで来ていただいて、詳しく説明も受けておりまして、知事さんたちの給料が少ないと言ったら怒られますが、減額までして頑張っていただいていますので文句は言いません。

○田村会長

ありがとうございます。二階堂委員いかがでしょうか。

○二階堂委員

私も事務局の考えで結構だと思います。

○田村会長

ありがとうございます。藤池委員いかがでしょうか。

○藤池委員

私も同様に事務局案で賛成です。
ただし、前回の審議会でも話題に上がっていますが、減額が30年以上続いており、これだけ長期間続けることについてはどうかなと思います。本則の給料月額にどのように近づけていけば良いか、案はないですが、どこかで近づけていく努力は必要だと思います。

○田村会長
ありがとうございます。たしかに、独自縮減が非常に長期に渡って続いているというのは事実でございます。ご意見として受け止めます。吉住委員いかがでしょうか。

○吉住委員
昨年より特段変える要素はないので、問題はないかと思います。

○田村会長
ありがとうございます。若月委員いかがでしょうか。

○若月委員
私も、事務局からのご説明・ご提案に特に異議はありません。結構だと思います。

○田村会長
ありがとうございます。念のため、何か質問等があれば、事務局で対応すると思いますが、よろしいでしょうか。

○若原職員監
先ほど独自縮減の話で、30年程長期間に渡り続いているとのお話があったかと思いますが、グラフを見て30年間とご発言されたと思いますが、今の知事が独自縮減しているのは、令和元年に初当選して以来４年目であり、次の選挙まで約４年間縮減するということを宣言しまして、現に縮減している状況であります。グラフについては知事の給料が上がっていないということを説明したものであり、一般職は上がったり下がったりしているが、知事の給料は平成４年以降、30年間変わっていないということであります。そのことにつきまして、ご理解いただければと思いまして発言させていただきました。

○藤池委員
減額はまだ３年間ということですか。

○若原職員監
そのとおりです。以前、財政状況が厳しく、私ども一般職の職員も独自縮減をしていた時は、以前の知事の時もその時々で、独自縮減したりしなかったりしていたが、今の知事にあっては、ここ３年続いているという状況であります。

○藤池委員
専ら知事のご判断になるという理解でよろしいでしょうか。

○若原職員監
そのとおりです。

○田村会長
　今、若原職員監からご回答がありましたが、よろしいでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○田村会長
　本日、欠席されておられます串田委員、野委員からも、ご意見をいただいているとのことですので、事務局から報告をお願いいたします。

○菅井課長
　本日、欠席されます串田委員、野委員には、事前に資料を配布いたしましてご説明をさせていただいております。ご意見も頂戴しておりますので、ご報告させていただきます。串田委員、野委員ともに、知事、副知事、議会議員等の報酬等及び知事等の退職手当については、据え置きが適当であると考えていること、また、本年度における特別職の期末手当については、0．05月分引き上げが適当、事務局の案に賛成をいただいております。以上でございます。

○田村会長
　ありがとうございました。欠席されている委員のご意見も含めて、今日、各委員からいただきましたご意見を集約しますと、知事、副知事、議会議員等の報酬等及び知事等の退職手当については、一般職の給与等に大きな変動要素がないことから、据え置きが適当である。期末手当の支給月数については、道の一般職や国の特別職の状況を勘案し、現行の3.25月から0.05月引き上げ、年間3.30月とする。実施時期は、本年６月１日から適用とすることが適当であるということになろうかと思いますが、この内容で、審議会として答申したいと考えていますが、いかがでしょうか。

○委員一同
　異議なし

○田村会長
　ありがとうございます。全員、異議なしということで、この議案につきましては承認されました。
　続きまして、行政委員会委員の報酬について、事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【行政委員会委員の報酬について】

○菅井課長
　行政委員会委員の報酬につきまして、資料に基づきご説明させていただきます。
　資料４－１をご覧ください。行政委員会委員の報酬については、１番下段にございますが、平成27年にそれまでの月額制から日額・月額を併用する併用制としています。具体的には、表にありますとおり、まず、日額の部分につきましては、委員会・総会等への出席のほか、事務的な打合せや出張等に対して、委員長・会長、委員に資料に記載の額を支給しております。下段の月額については、委員の職責に係る部分や、委員が庁舎以外で行う資料の読込み、独自に調査をされている活

動など、日額の支給対象事務以外のすべての業務に対する対価として、改正前の報酬月額の２分の１を基礎額として支給することとしています。なお、委員会への出席など、支給される日数が一定の日数以上となる場合は、改正前の報酬月額を上限として支給することとしています。

続きまして、資料４－２でございますが、４種類ほどありますので、順次説明させていただきます。まず、資料４－２（１）でございますが、こちらの資料は、昨年の審議会で、支給水準を判断するに当たり、他府県の状況を示してほしいというご意見がございましたので、それを元に作成をしたものです。道と同じく、月額・日額併用制を導入している県について、月額・日額単価を高い順に並べてお示ししたものです。１枚目の資料が教育委員会から監査委員、２枚目が人事委員会から海区委員会となっています。資料をご覧いただいたとおり、全国的にみても、いずれの委員会についても、概ね日額・月額ともに上位に位置していると考えております。

次に、資料４－２（３）でありますが、この資料は月額又は上限額を設定した日額制を導入している都府県と、道の併用制における上限額とを比較した資料です。各都道府県の行政委員会委員が、上限額を支給された場合の額を高い順にお示ししたものです。こちらにつきましても、全国的にみても、上位に位置していると考えております。

最後に、資料４－２（４）ですが、先ほどの資料４－２（３）の北海道の額を実際に支給されているベースに置き換えて、月の平均支給額で比較したものです。実際に支給されている額でみても、全国的に著しく高い又は低いという状況ではないものと考えております。

行政委員会委員の報酬についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○田村会長

ありがとうございます。最後の資料４－２（４）は実際の支給水準ということでしょうか。

○菅井課長

そうです。

○田村会長

ただいま事務局から、ご説明をいただきました。１番最後の資料などは実態を前提としたご説明をいただいたところです。今の事務局からの説明を踏まえまして、各委員からご意見をいただきたいと思います。杉山委員からお願いできますでしょうか。

○杉山委員

事務局からご説明をお聞きしましたが、現状の報酬等に問題はないと思います。

○田村会長

ありがとうございます。高崎委員いかがでしょうか。

○高崎委員

私も特にお伝えすることはないですが、日額制を導入しているところで、委員会の回数などは都道府県であまり相違がないという前提と思いますが、そのような情報などはありますでしょうか。

○菅井課長

各都道府県がどれくらいの回数をしているのか詳細には把握していないのですが、それぞれの都道府県で行政委員会の役割は同じものですので、それほど回数に大きな乖離はないのではないかと

考えております。

○高崎委員
　分かりました。ありがとうございます。

○田村会長
　ありがとうございます。長島委員いかがでしょうか。

○長島委員
　以前、行政委員会の方が月額の給料を貰っているのに、さらに委員会に出席した時などに日額の給料を貰っており、批判があったと思われますが、今回の資料を見て、改正前の報酬月額よりは支給しないなど、様々な面で取り決めをしていますので、このままで良いのではないかと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。二階堂委員いかがでしょうか。

○二階堂委員
　私は特に意見等ありません。

○田村会長
　ありがとうございます。藤池委員お願いいたします。

○藤池委員
　私も適正水準だと思います。

○田村会長
　ありがとうございます。吉住委員いかがでしょうか。

○吉住委員
　特にございません。

○田村会長
　ありがとうございます。若月委員いかがでしょうか。

○若月委員
　私も特に異論ございません。

○田村会長
　ありがとうございます。そうしますと、各委員からのご意見を集約しますと、行政委員の報酬額の状況は、他府県の状況と比較しても大きな差はみられないことから、据え置きが適当ということになろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○田村会長
ありがとうございます。この議案につきましても、異議なく承認されたと理解したいと思います。では、議事は以上となります。最後に、念のために、本日の審議の結果についてまとめたいと思います。まず、知事、副知事、議会議員等の報酬等及び知事等の退職手当については、据え置きが適当。続いて、期末手当については0.05月分増とし、実施時期は令和４年６月１日に遡って適用とする。そして、行政委員の報酬については、据え置きが適当ということになろうかと思いますので、この内容に沿って、私から知事へ答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員一同
異議なし

○田村会長
ありがとうございます。その他、事務局から何かございますでしょうか。特にないようですので、本日の議事は以上をもちまして終わりたいと思います。それでは事務局に進行を引き継がせていただきます。

（４）閉会

○猪口局長
田村会長、ありがとうございました。最後に、若原職員監からご挨拶を申し上げます。

○若原職員監
田村会長、ありがとうございました。本日は、大変お忙しいところご出席を賜り、また知事をはじめとした道の特別職の報酬、期末手当、退職手当、行政委員の報酬など、多岐にわたってご審議をいただきました。誠にありがとうございました。今後、田村会長から知事に対して、ただいまの審議結果につきまして、答申が行われる運びとなりますが、道としましては、答申を頂いた後に、その内容を踏まえまして、条例改正などの必要な対応を検討して参りたいと考えております。最後になりますが、委員の皆様には、本日の審議会への出席に対しまして、重ねて感謝申し上げますとともに、引き続き道政の推進にご指導ご助言を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○猪口局長
これをもちまして、北海道特別職報酬等審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。